

新型コロナウイルス 感染症 対策

2月14日 から 新型コロナウイルスワクチンの 3回目接種が始まります



丹波篠山市ワクチン専用コールセンター ☎590-2205 (健康課内) / 健康課 ☎594-1117 (受付時間：平日8時30分～17時15分)

※掲載の情報は1月12日現在のものです。最新の情報は市ホームページをご覧ください。

接種券一体型予診票

接種券は1、2回目の接種券と異なり、一体型となっています。

新型コロナウイルスワクチン2回目の接種から8カ月を経過した方は、追加接種ができるようになりました。

3回目接種を希望する方は、「接種券一体型予診票」が届き次第、内容をご確認の上、接種予約をしてください。

※3回目接種券は接種時期を迎えた方から順次発送しますので、しばらくお待ちください。

対象者

ワクチンを2回接種した18歳以上の方で、2回目接種完了から原則8カ月を経過した方

(1)医療従事者等並びに高齢者施設等の入所者および従事者

→2回目接種を行った日から6カ月以上経過した日から接種可能

(2)その他の高齢者

→2回目接種を行った日から7カ月以上経過した日から接種可能

※今後変更する場合があります。

接種会場

市が指定する市内医療機関での個別接種(市内24医療機関)

※接種券に同封の「実施医療機関一覧表」を確認し、インターネットまたは電話で予約してください。

使用するワクチン

1、2回目に接種したワクチンの種類に関わらず、ファイザー社製ワクチンかモデルナ社製ワクチンを使用。

接種スケジュール

2回目接種終了月	対象者	接種券送付月	予約期間	接種時期
令和3年6月	高齢者施設入所者 障がい者支援施設入所者 高齢者	1月26日	2月 1日	2月14日
令和3年7月	高齢者 高齢者施設等通所施設従事者		3月23日	3月26日

12歳になられる方へ

お誕生日を迎える月に案内通知・接種券などを送付します

未接種で接種をご希望の方へ

市ワクチン専用コールセンター(☎590-2205)にお問い合わせください(平日8時30分から17時15分)

子育て世帯の皆さんへ 臨時特別給付金の申請について

支給対象児童 平成15年4月2日～令和4年3月31日生まれの児童

支給対象者 支給対象児童の保護者のうち、収入の高い方。ただし、児童手当法の所得制限限度額を超える方(特例給付者)、もしくはそれに準ずる所得の方は対象外です

支給額 対象児童1人につき10万円

申請方法 下表を参考にしてください。①②の方には申請書を市から送付します

申請期限 3月31日(木)

ホームページは
こちらから▼



支給対象者	申請方法	支給時期
① 対象児童のうち、高校生相当(平成15年4月2日～平成18年4月1日生まれ)の児童のみを養育している方 ※③か④の新生児がいる場合はお問い合わせください。	1月中旬以降に届く申請書に必要事項を記入し、必要書類とともに郵送	2月上旬以降
② 公務員の方	出生届提出後に社会福祉課または各支所窓口で申請	
③ 新生児(令和4年1月1日～令和4年3月31日生まれ)を養育している方 ※公務員含む。	児童手当を申請済の場合は申請不要です。支給日は別途案内します	1月下旬以降
④ 新生児(令和3年11月1日～令和3年12月31日生まれ)を養育している方 ※公務員除く。	申請書が送付できませんので、下記問い合わせ先に連絡して申請書の送付を依頼してください	
※ 支給対象児童全員が市外在住(寮に住んでいるなどの事情で住民票を移している)の方	申請書が送付できませんので、下記問い合わせ先に連絡して申請書の送付を依頼してください	随時

問い合わせ 社会福祉課 ☎552-7101